第４号様式（第６条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金不交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伊勢原市長　 印

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金の支給について、次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

（支給しない理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （事務担当は、　　　　　　　）